

土浦市公害防止条例(昭和47年4月1日条例第15号)

最終改正:平成17年9月26日条例第60号

改正内容:平成17年9月26日条例第60号

○土浦市公害防止条例

昭和47年4月1日条例第15号

改正

平成11年3月29日条例第9号

平成17年9月26日条例第60号

土浦市公害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、法令及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定め、もつて市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地下水枯渇・地盤沈下及び悪臭によつて人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、公害を発生するおそれがあるもので、規則で定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、公害の実態を掌握し、公害の防止に関する必要な施策を積極的に推進し、公害の防止に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するために必要な措置を自らの責任において講ずるとともに、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公共の場所を汚し、又は静穏を阻害する等公害を発生させることのないよう常に努めるとともに、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第6条 市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

(防止協定)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。

(措置要請)

第8条 市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、国又は県に対し直ちに適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(事故届等)

第9条 事業者は、事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届け出をした者は、すみやかに事故発生防止のための措置に関する計画書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による計画書を提出した者が当該計画に基く措置を完了したときは、市長に届け出なければならない。

(特定施設設置等の届出)

第10条 特定施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする日前60日（騒音に係るものについては、30日）までに次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。その届け出に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 特定施設の種類と数
- (5) 特定施設の構造
- (6) 公害防止の方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による届け出があつた場合、公害を防止するために必要な条件を付することができる。

(経過措置)

第11条 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

い。

(規制基準)

第12条 市長は、公害を防止するため、特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定による規制基準を定めようとするときは、土浦市環境審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 事業者は、第1項の規定による規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第13条 市長は、特定施設から公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、公害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、すみやかに公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらないときは、その者に対し、期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずるとともに、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(措置の届出)

第15条 第13条第1項の規定による改善勧告又は前条の規定による改善命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとつたときは、すみやかに市長に届け出てその確認を受けなければならない。

(調査請求)

第16条 公害を受けている者又は受けるおそれがある者は、市長に対し、その状況を報告し、調査を請求することができる。

(報告及び立入検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、第1項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は忌避してはならない。

(助成)

第18条 市長は、公害の防止のための施設の設置又は改善に必要な資金のあつせん及び技術的な助言に努めるものとする。

(罰則)

第19条 第14条の規定による改善命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条又は第11条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者

(2) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第15条まで、第19条及び第20条の規定は、この条例公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第24号で、第10条から第15条まで、第19条及び第20条の規定は、昭和47年10月1日から施行)

(新治村の編入に伴う経過措置)

2 新治村の編入の日(以下「編入日」という。)において、現に旧新治村の区域内で第2条第2項に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、編入日から起算して30日以内に第10条第1項に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

付則(平成11年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付則(平成17年9月26日条例第60号)

この条例は、平成18年2月20日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。